

41 持戻し免除の意思表示推定

相続財産を算定するにあたって、特別受益については持戻しの制度があるが、被相続人の意思の尊重から免除も認められている。改正法では、以下の要件を満たすことにより、持戻し免除の意思表示が推定されることになった(903条4項)。

- ① 夫婦の一方である被相続人が他方に遺贈または贈与をすること
- ② 当該夫婦の婚姻期間が20年以上にわたること
- ③ 遺贈または贈与の対象物が居住の用に供する建物やその敷地であること

42 遺産分割前の預貯金債権の仮払い

可分債権については、相続開始時に、当然に分割され承継される。しかし、金銭や、これと同視できる預貯金債権については、遺産分割によらなければ行使できないものとされていた。改正法では、相続開始時の預貯金債権について、債権額の3分の1に預金を引き出す共同相続人の法定相続分を乗じた額の限度で、仮払いが認められることになった。

これには、当面の必要経費等に限定するといった条件も設けられている。そして、ここで引き出された預貯金については、遺産分割の際に取得した相続財産と看做される。

43 遺産の一部分割の明文化

預貯金債権が遺産分割の対象となったことにより、相続人が預貯金を有効活用するのが困難となった。そこで、改正民法では預貯金の仮払い制度を設けたが、有効活用する必要がある相続財産は他にもあることから、遺産の一部分割が明文化された(907条2項)。

これにより、相続人からの請求があれば、家庭裁判所は必要性を判断することなく、遺産の一部分割をすることができるようになった。